

議案第26号

八潮市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
八潮市附属機関設置条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

八潮市高齢者福祉施設やしお苑移管先法人選定委員会等を設置したいため、この案を提出するものである。

八潮市附属機関設置条例の一部を改正する条例

八潮市附属機関設置条例（昭和57年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表八潮市高齢者保健福祉推進審議会の項の次に次のように加える。

八潮市高齢者福祉施設 やしお苑移管先法人選 定委員会	八潮市高齢者福祉施設やしお苑の民営化に係る移 管先法人の選定について審議する。
----------------------------------	--

別表八潮市市民活動推進委員会の項の次に次のように加える。

八潮市産業経済振興基 本計画策定委員会	八潮市産業経済振興基本計画の策定及び改定に関 する事項を調査審議する。
------------------------	--

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 高齢者保健福祉推進審議会（注）の項の次に次のように加える。

八潮市高齢者福祉 施設やしお苑移管 先法人選定委員会 （注）	委員長	日額 7,000円	1日につき 1,000円
	副委員長	日額 6,000円	1日につき 1,000円
	委員	日額 6,000円	1日につき 1,000円

別表第1 市民活動推進委員会の項の次に次のように加える。

八潮市産業経済振 興基本計画策定委 員会（注）	委員長	日額 7,000円	1日につき 1,000円
	副委員長	日額 6,000円	1日につき 1,000円
	委員	日額 6,000円	1日につき 1,000円